

平成 30 年 4 月 15 日(日)  
10 時 00 分 ~ 11 時 40 分  
昭島市 富士見会館 第一集会室

「生活環境影響調査書」及び「都市計画決定・変更原案」住民説明会 議事概要

## 参加者

### 【市 側】

(ごみ減量化担当部) ごみ減量化担当部長、新清掃工場準備室長、清掃事務所長  
ごみ対策課長、新清掃工場準備室庶務係長  
新清掃工場準備室施設係長、新清掃工場準備室職員 2 名  
(まちづくり部) まちづくり部長、都市計画課長、都市計画課都市計画係長  
都市計画課職員 2 名  
合計13名

【住民側】 12名

計12名

【その他】 昭島市議会議員 1 名

計 1 名

合計13名

## 開会

### 司会より開会

それではお時間となりましたので、説明会を始めさせていただきます。始めに本日の説明会に起きましてはお願いがございます。後日情報発信ですとか議事録の作成に必要な為に、職員の方で皆様のお顔が映らない様な形で後ろの方から写真撮影をさせていただきたいと思っております。また説明会の様子を録音させていただきます。また、たばこ・飲食はご遠慮ください。以上になります。どうぞよろしく申し上げます。

それでは皆様改めまして、こんにちは。本日はお忙しいところ、説明会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より「新清掃工場整備に係る生活環境影響調査書」及び「都市計画決定・変更原案」の住民説明会を開催させていただきます。まず初めに、ごみ減量化担当部長よりご挨拶をさせていただきたいと思っております。

## 部長挨拶

### ごみ減量化担当部長挨拶

皆様おはようございます。本日お忙しい中、また、日曜日にもかかわらず説明会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。現在、立川市では新清掃工場の建設

に当たりまして、昨年3月になります、新清掃工場の整備基本計画というものを、まとめております。現在その整備基本計画を踏まえまして34年度内の稼働という事でいろいろと事務手続きの方を進めているところでございます。具体的には今年の6月から7月頃にかけて、まずは実施方針というものを公表する予定でございます。その後9月から10月頃に業者を選ぶための入札の公告を行ってまいります。その後年が明けまして、来年の6月頃を目途にその事業者の決定し、契約をしてまいりたいというようなことで、今いろいろと作業を進めているところでございます。本日の説明会もその作業内のひとつでございます。生活環境影響調査、また都市計画の決定、変更の原案ということで本日はご説明をさせていただきたいと考えております。限られた時間になろうかと思っておりますが、今日何卒は1日よろしくお願い致します。

## 出席者紹介

司会より、ごみ減量化担当部長、新清掃工場準備室長、清掃事務所長、ごみ対策課長、新清掃工場準備室庶務係長、新清掃工場準備室施設係長、まちづくり部長、都市計画課長、都市計画課都市計画係長の紹介及び自己紹介並びに説明会の対応体制について説明。

## 説明

### 「生活環境影響調査書」パワーポイント説明

「新清掃工場整備に係る生活環境影響調査書について」の内容について説明

1. 目的
2. 施設の設置に関する計画等
3. 生活環境影響調査項目の調査項目
4. 現地調査及び予測・影響の分析
5. 主な環境保全対策
6. 調査書の縦覧・意見書の提出について

以上について、パワーポイント及び配布資料を基に、新清掃工場準備室長より約20分間説明。

### 「都市計画決定・変更原案」パワーポイント説明

「立川基地跡地昭島地区都市計画の決定及び変更について」の内容について説明

1. 位置と周辺の状況
2. 背景・経緯
3. 都市計画の決定及び変更の内容
4. 今後のスケジュール

以上について、パワーポイント及び配布資料を基に、都市計画課長より約20分間説明。

質疑応答（色無し：ごみ減量化担当部回答、灰色：まちづくり部回答）

司 会：今ご説明した2点について一括して、質疑応答の時間にさせていただきます。ご質問がある方は挙手の方をお願い致します。私の方で指名致しますので、その後に発言をなさってください。質問内容は、ほかの方にも聞こえるように職員がマイクをお持ち致しますのでマイクを通してお話頂くようお願いいたします。また、その時に差し支えない範囲で構いませんのでお名前を頂ければと思います。

住 民：都市計画道に面している区画第4号線ですけども、立川市はここに接していないから、ここに区画道路を設けなければいけないという実情があるのでしょうか、この背景を説明してもらえませんか。

それともう一点あるのですけれども、調査書のあらましの⑧の景観、17ページのNo.13がありますよね。これよりも私共はちょっと南側の方の住宅なんですけどね。この辺からも景観の写真を予測してくれませんか。いったいどの様な形に清掃工場が写るかという事を含めて。一番近づいているんですね、この辺の住宅の方は。道路も何も無い所から写しているみたいで、まったくそれはわからないですね。計画の建物を写しながら、少しバックして、どういう風な形になるのかというのをやってもらわないと、一番下にいくら写しましてもこうですから。

部 長：区画道路4号、何でこういった道路が出来たのかといったご質問かと思えます。

まず公園1号の所に用水がオープンに見るのはご存知でしょうか。あれは実は松中橋のところから分水しておりまして、この地区の中を通ってございます。今回、区画整理で造った大きな都市計画道路東側にこの用水が流れておりまして、そこは用水敷ということになってございます。実は今回、ご説明しております立川市域、昭島市域とも道路に接していないんですね。道路に接していないということは、これは実は建築が何も出来ない。土地区画整理事業の中で財務省さんの土地の換地が、土地として建築が可能となるように、道路を入れたといった経過でございます。

住 民：それは用水を保護するために、要するにそういう工事関係をやるために、わざわざこういう道路をつくらなければいけなかったことですか。

部 長：用水は、農業用水として生きてございます。この用水は現に区画整理をやる前から流れていたわけですね。これを止めてしまう訳にはいかないものですから、道路の東側に用水そのものを付け替えたということですね。そうしますと、昭島区域と立川区域にある財務省用地というのが、道路に接しないことになりま

す。道路に接しないということは、建築物なり土地利用するには、必ず建築基準法上の道路に接していないと建物等は一切建てられないです。土地があっても家が建てられない土地になりますので、区画道路4号を整備したといった経過でございます。

住 民：付け替えは別に、何で道路を東側の方に付け替えなければいけなかったのですか。

部 長：元々の水路の位置がございましたので、原則現位置換地といいまして、元のあった所に戻しましょうといったことで。これは南側に行って調整池の南側を横断して、残堀川を渡って昭和記念公園の中に入っていくんですね。将来的な土地利用を考えて、これは東側につけていくことになって、今回の昭島地区の立川分と昭島分のところについて、道路を入れて建築線を発生させましょうといったことでございます。

住 民：今日の説明会を含めて、ごみ焼却場の為に造ったのじゃないのという背景があるんですけどね。それがなきゃ工場が建てられないでしょう。

司 会：いったん、景観のほうをお答えさせていただいていいですか。

室 長：景観なんですけれども、先程13番についてもっと北でなくて南ということですか。南の画が欲しいというお話をいただいたのですが。

住 民：そうですね。

室 長：南というと下になるかと思うのですが。

住 民：これはあれかな、それは。

室 長：まず13番あります。でそこに南と言いますと、今下に赤いポイントがあるかと。

住 民：南というかね、それを何というかな。西側の方にずーっと来ると住宅があるじゃない、そうそうもうちょっと戻ってもらって。でその奥ぐらいのところから本来は、そういう今現在建物を入れてね、どういう風に見えるかというのをやっぱりやってもらわないと、昭島市の住宅地としてやっぱり一番近づいている、そういうものを全然、道路形態から何も無い所から写してもしょうがないので。

室 長：まず、No.13というのはですね。住居付近ということで、その地点から上空を見た時に、その視界の中に建物が見えるかどうかというものを示しているものになります。この中で写真を撮った所が中に出てくるのが、1%未満でしたという形の物を示させていただいてます。その直近ですね。実は15ページ、16ページ見ていただくとわかるかと思うのですが、16ページのNo.4、先程、松風橋から想定している画がこのような形なっています。ですのでもう少し先に入った場合には、これよりも小さく見えるのかな、ちょっと明確には言えませんが、視点によってかわりますので、あともう1つ、15ページNo.3が武蔵野公園、今ある財務省用地の北側にある公園の月山の上から写したと想定するこのような形に見えるのかな、ただこれ手前の樹林については一旦切って植栽するようなイメージになっているので、そこの造り方によって若干変わるかもしれませんが、そのような見え方になるのかなと思っています。

住 民：地域の事、よくご存知ですか。これバス停があるんですよ。武蔵野バス停の、その付近からのところがというのが適切ではないかなと思いますけどね。あそこは都道線、首都高がいろんな方が乗ったり降りたりするしね。

室 長：景観の撮り方については、色々な撮り方もありますので、これは今回あくまで環境アセスメント中での形で景観の視点については撮らせて頂いています。今後、先程景観については、景観計画に基づいて行うという形がありますので、今頂いた意見も踏まえた中でそのようなものも作成するようにしていきたいと思っています。

部 長：先程のそもそもといったお話しで、土地区画整理事業は、簡単に言うと、その区域内において道路と宅地を造るといったこととございます。ご存知の通りここは昭和52年に返還され、これを国有財産として有効に活用していくということで土地区画整理事業を行ってございます。そういった意味で、まずは宅地を造るためには建築が可能となる道路整備が必要です。その他には当然道路の中には水道とか下水だとか電気だとかガスとかが入っているのですが、今回こういった道路計画において、国民の財産である国有地を有効に活用できる土地にしましょうといったことで、区画道路4号を整備したと。その後、立川市といたしまして、この国有財産について焼却場施設として土地利用していきたいと、現在国の方に土地の取得の要請を行っているといたこととございます。そういうこととございます。

住 民：今の内容だと納得できないですね。なんか決まり文句をただ言っているだけで。他の方がどういう風に納得されたのかわかりません。私は何なのそれという感じでしたけどね。

住 民：むさしのの〇〇と申します。今日の説明会は都市計画さんが出て、それ新清掃工場が環境アセスです。両方の言っていることがわからないですよ。清掃工場はA地区とB地区使わして、清掃工場を造るんだと言っている。用途変更は、大山の前の公園と清掃工場の工場を造る所の地区の用途変更するんだと。工場の地区を、工場を高くするのは結構ですよ。第2公園を30の50のところを60の200とか、そんなに多くするあれがあるんですか。それと同時に都市計画はAはその設計の中に入っていて、あそこは1.6はありませんよね。A地区は。それ全体とすると2.いくつですよ、昭島分も含めた分を、だからどっちの説明がまともなのか。清掃工場は両方を使うような画を描いている。それ都市計画さんは立川分だけの用途変更だと。それと同時に一番大気汚染の観測地点が遠すぎますよ。あんな所へ飛ぶんですか。音が聞こえるんですか。大体言っている地図をもっとはっきりしたものを出してくださいよ、わからないから。給食センター方で計って何になるんですか。一番町の公園だ、南に行って線路沿いの福祉センターだどうのこうのって、そういうものは期待した、こういう説明に起こしてもらわないと都市計画は全然別だ、Aだけだ。清掃工場は昭島市に両方、Bの区域を使わしてもらえるようにある程度、了解を得ているだというそういう説明してて全然わかりませんよ。右と左が言っていることが違うんだからお願いします。

司 会：ただいまの説明、ご質問ですが、2点ありまして、1点目は清掃工場の説明は立川市域と昭島市域にまたがったところに建てますよという説明をしておるが、都市計画の方は立川市域だけの説明だけになっていて、そこはおかしいじゃないかというご質問でよろしいでしょうか。

住 民：はい。

司 会：もう1点は環境影響調査について、観測地点がだいぶ遠いところから観測しているのに意味があるのかどうかって、そういったご質問でよろしかったでしょうか。以上2点で。

部 長：ではまず1点目のちょっと敷地の扱い考え方についてでございます。今ご質問を頂いた、まさにご指摘のとおりのところでございます、立川市と昭島市の

行政界がこちらになっております。今まで私、冒頭、ご挨拶した整備基本計画を昨年の3月に策定した時はですね、この赤い所のみ立川市の行政区域のみで清掃工場を建てたいという計画になっております。その後ですね、今回、都市計画の手続きでありますとか、事業者を選定していくと、いろいろと検討していく中でですね、清掃工場そのものの規模だとか能力は変わらないですけども、整備基本計画の中で位置づけました環境学習機能でありますとか、特に今回、防災機能ですね、防災機能を持ちたいと、いわゆる今度の清掃工場は今の若葉町の清掃工場にはないのですけれども、発電設備を設けますので電力を作れると言うところで災害時にごみを燃やした中で、電力が発電できるので、防災機能を設けたいということで位置づけてたんですけども、その防災機能を設けようとした時にですね、このあらましの2ページをご覧くださいませうでしょうか。上の図面にですね、施設配置計画とございますけれども、これが元々立川市の1.3haの敷地です。ここに清掃工場を、また緑地を設けるとですね、ほぼほぼこういった形で平面が埋まるという中で、その防災機能を設けた時に出来るだけオープンスペースを用意したいという思いがございまして、隣に昭島市の行政区域がございましたので、その土地をなんとか使わせていただけないかということを経済省にもご相談し、また昭島市さんにもご相談をさせていただいたというのが昨年の3月以降の動きです。そういった中で今回ですね、清掃工場の敷地として全部を使わせて頂きたいということに今、作業の方を進めていくのですけれども、ただ都市計画の手続きというのは、基本的に立川市の行政区域で行われますので、そこでちょっとずれが生じているのですけども、建築の敷地としてはここ全体を使わせていただく、但し都市施設として清掃工場はあくまでも立川市の行政区域に建てますので立川市のこの所に都市計画を決定させていただいて、尚且つ用途地域の変更も基本的には立川の方だけをさせていただくということで、昭島市の行政区域は今回都市計画の変更をせずにですね、今回整備のほうを進めて、ついてはこちらの土地についてはですね、先程申し上げてます、緩衝帯でありますとか緑地保全だとか、防災機能を持つオープンスペースということで特にこちらの方には施設を建てる計画はございませんので、昭島市さんの都市計画はそのまま私共進められるという判断で進めてきた。さっきの1.3と1.6と言う話、それはいいですかね。まずは敷地はそういう事です。環境のエリアの図面だしてくれる。測定地点を説明します。

室長： すいません。実はあらましの中に図がなかったり、図が分かりにくかったですけど、まず交通についてはこの8番と6番と7番ととってます。何故ここでやったかというのは、交通量とか考えた中で代表的な地点と言う形になっています。そもそもこの道路がまだ開通したばかりで、こことかこことか、ここから

は交通量が少ない部分がありますので、先にこの、さきほど示した3点で現況について調べております。そこに先ほどお話した一般車両207台、工事中は310台という車が仮に通った場合にどういう風になるのか、環境影響調査、元々の大気汚染濃度に今回やる事によってどれくらいプラスアルファがでるかというものを入れますので、現況の条件が悪い方がおそらく厳しい結果が出てくるので、そのような形でとっています。ですので、この3点で取らせていただいております。もう1つ実体の回りの車両じゃない環境の調査については、この赤い点の所についてとっています。当然この部分もありますし、こういう地点で、とらせていただいています。これについては、周りの壁とかそういうものを踏まえた中でこういうところの範囲を設定させて頂いています。よろしいでしょうか。

課長：すいません。区域の話をちょっとさせて頂きたいと思いますが、まず面積はピンクの部分は残堀川の部分も入って区域面積としてまして、清掃工場に関してはその敷地だけを表現していますので、面積の差があるということがございます。敷地の考え方が清掃工場は実際にかかる区域のエリアだけ、地区計画は残堀川の区域も入っているということで、少し差があるというふうに理解していただければと思います。

住民：ついでに僕らは自治会の役員をやってます、例えば立川市が煙突の高さを地元説明以外に、今ポイントになるのが59mですよ。そういうものをしていて何のために変更したのか、それと同時にさっきの室長ですか、景観図の松風橋かどっかから見た塀は全部切りますからこういう状態ですっていいましたよね。切るんですか。僕らは何度か立川市から説明を受けている時、何とか何とかってうただけで最後になってこうでは困りますよ。短くお願いします。ほかの方もるので。

室長：失礼しました。まず松風橋から見たときの画が、私たちも当然残せるものは残したいと思っていますので、残す方向にあるだろうと考えています。ただ仮に樹木状況が悪ければ、管理できなくなれば切って新しく植栽するというの一番悪いパターンなので、そういうことを想定すればこのようなイメージになるのかなということです。やはり長い間立ってきている木ですから、それはしっかり調査して、どのようにするのが一番いいのかということを考えていきたいと思っています。

住 民：入口だけです。これが入口ですよ。おたくたちの立川分の、中はそんなに緑はないわけじゃないですよ。こういうの画はまずいです。終わります。いいです。結構です。

室 長：煙突の高さについては59mで変わっておりませんので、煙突の高さは。

部 長：以前からご説明している。

住 民：金がかかるから45mにしたんじゃない。

部 長：航空法の高さの制限が45mと言う制限があるので、煙突はそこから外れたところで59mということで、先程の整備基本計画というのは59m。

住 民：それじゃ前の説明がまちがっている。

部 長：もしかしたら誤解を与えるような説明があったかもしれないです。

住 民：そうですよ。45mだと金がかからなくて、その電気もつけなくていい。

部 長：その時は100mです。

住 民：そういう説明だったです。

部 長：100mと59mの比較です。

住 民：だからそれで59mというのは、今日はいいです。ほかの方がまだあるので。

部 長：はい、また。

司 会：よろしいでしょうか。続きまして他にご質問のある方。はい一番前の。

住 民：先程の環境の中で測定地点で、周辺、遠い所を含めてということだったんですが、現在2校、すぐ近くには大山小と同じ様な形で、富士見丘小学校がありますよね。そこもここから近いですし、武蔵野小も直線でいくと西側のほうにあって近いんですけど、そうすると環境の変化ということであれば、小学校の対する環境変化というのは車も通るということを考えると、なんか事前に調べて

定点として、知っておきたいことがあるのですが、そこを外れたのは単なる距離の円形から外れてると言う事なんですか。粒子と言うのは近いところで落ちるもの、遠くで落ちるものそれぞれあると思うのですが、そういうことを考えると安全性というところで小学校でも計って頂ければと思えます。それと後、簡単に計画変更の中で地域とともにというのが、市民っていう風に変ったのがちょっと納得いかないですね。なんか昭島市も含めてこれだけなっているのに、市民となると立川市民だけと言うふうな誤解も受けるんじゃないかなとちょっと思ったんですけど。

室 長：先程、調査地点なんですけども、調査地点、これがごみ焼却場の予定地になります。これ見ていただくと分かるのですが、南、北、西、東で概ね十字になるようなところを代表地点として測定しているのですけど、このような選定なっています。ただ今頂いた意見は、今回、環境影響調査は終わっているのですけども、今後の参考にはさせて頂きたいと、そういうご意見があった事は心にとめておきたいと思えます。

部 長：地区整備の方針の公園の整備方針で、地域から市民に変えたのは、昭島市民からすると、昭島市民は関係ないと言ったように受け止められるということですが、これは実は逆でして、広くと言った意味でご理解頂きたいと思えます。一般的に地区計画というのは、地域というとその場所の近くの方だけを対象によく使うんですね。そういった意味で今回は国営昭和記念公園といった国民的な公園であり、市民というのは立川市民ということではなくて、広く市民にといったことで、当然これは昭島市の方、周辺の方を含めて、広く使うという意味でして、立川市民だけということではなく、主旨としては真逆でして、広く皆さんに親しまれるうるおいのある公園を設置していきましょうという意味で、市民と変更させて頂いてございます。

住 民：この先、工事等、稼働が始まった段階で、事故対策、防災拠点ということで、防災のために市側の道路を緩衝的に使うようなんですけど、事故対策とかいったものは、すいません、今回初めて参加、聞き逃しているのかもしれないですけど、その辺がどうなっているかなというところと、工事で導入、搬入路ですかね、その辺が決ってたらちょっと教えていただきたい。

室 長：まずはまだです。今回、環境影響調査のご報告させていただいて、まだ事業者も決まっておられません。事業者が決った段階で施設計画が決ります。そうしますと決まりますと今度、工事計画も決まってくるので、その中で工事に関する

る説明会は開催させていただくこととなります。あと当然そうしますとその時に、工事車輛等の話しの出てくるかと思いますが、基本的に今まで法務省の工事のときには南から入ってきたような形になってますので、法務省の今までの区画整理事業のときの工事と同じようなルートをとる事を現在は想定しております。あと事故対策というのは、工場の事故ということで、工場の事故というのは。

住 民：合わせてそれに対応できるような形で、地域への連絡網とか一時対策とか、そういったところというのは、ごめんなさい、まだ。

室 長：はいそうですね。まだ工事の物自体があれなので、今後ですね、工場が出来たときには、いわゆる業務継続であるとか災害時どうなるとかいうようなものについては今後しっかりとしたものを作成する事になりますので、その時には、またご説明する形になると思います。

司 会：よろしいでしょうか。続いて他に、挙手されている方。

住 民：煙突なんですけども、これ航空法の関係で、色々なんかつけなければいけないのがありますよね。私の方ははっきり言って、近い場所に住んでいるんですよ、ここ。ほんとに。大迷惑はっきり言って。だから本来は言っちゃ悪いんだけど、立川市民が何十年も苦しんでいるやつはね、やむを得ずここに来ていると言う形は分かっているんで、ただいづれにしても、今度我々が苦しむわけですから、その航空法におけるカンデラがありますよね。なんかやるんでしょうけども、それがどんな影響を及ぼすかというのも、やっぱりやってもらわないと困る。我々、年中もう24時間接するわけですよ。はっきり言って。あなた達は別にそこに住むわけじゃないから、仕事でやっているだけなんで、我々は24時間そこにずっと接しているんですよ。年がら年中そこにカンデラをあれですよ、目にするわけですよ、今後ね。その辺も含めてどういう風な形で配置するか、あとどのくらいの光のあれで、我々に影響及ぼしてもらおうのじゃ困るんですよ。それはね。それはもっと詳しく説明してください。

室 長：はい、煙突なんですけれども、先程59mにしたというご説明をさせていただいてます。現状の工場は概ね約100mになってます。59mを超える、60mを超えるとですね、今お話があったような、航空灯であるとか中間標識とかいろいろ付くような形になりますが、59m未満の場合には、そのようなものが不要ですので煙突は単純に建っているだけかなと思っております。

住 民：そうするとですね。例えば模様を付けたりとか、そういう事はない。

室 長：はい。

住 民：そのままの状況ということですか。ようするに模様を付けたりとか、標識とかやらないということですね。

室 長：そうですね。今回想定しているのは、この煙突になるのでここからこちらからは60m以上の場合にはこういうことが必要となりますが、60m未満の場合にはこの形になる。今回59mなのでこのような形に障害標識であるとか、障害灯は不要という形になります。

住 民：むさしの自治会の〇〇と言います。細かい事なんですけど、1点だけお話しさせて頂きたいと思います。先程、女性の方がおっしゃたんですけど、公園のところで地域を市民に変えたという一文がありましたよね。これは変えても本質的に何の影響もないとは思っているんですけど、ちょっと私はこれが引っかかるのですね。先ほどの説明は逆じゃないかなという気もするし、元々このお話しを頂いたときに、これはほんとに近隣の地域がはっきり言えば迷惑しているんですけど、影響があるということですよ。ですから立川市と昭島市の境はあるけれども、この建屋がその地域の近隣に影響があるというわけですよ。ですから、その根本的な精神としてですね、それをやる時にはその地域に対して親しまれるというか、その地域ファーストによる、そのものをつくるという基本がないといけないと思うんですよ。そうすると公園の一文は大したことはないんですけど、その精神においてですね、むしろ地域と書いて頂いた方がですね。いつも私はお願いしているんですけど、例えばそれを作る事によって、防災とか色んな関係が出てくるとは思いますけど、それは一義的には立川市が造るから立川市民の為でしょうけども、いざと言うときには地域が対象になると思うんですよ。何事もね。そういう意味ではこういうつまらない事ですけど、こういう一言を書くということの精神において、やっぱり無視されるというか、その地域に対して貢献するというか、地域とうまくやっていくという精神が欲しいわけですよ。そういう意味ではカチンとくる文章ではないかなと思うんですけどね。だから文章の事はどうでもいいですけど、これからやることにおいてですね。進めていく中でやはり地域ファーストという考え方をこういうところに出てくるというのは何かしらやっぱりちょっと抜けがあるような気がするので一言言わせて頂きました。

部 長：先程の方に重ねてのご意見だと思いますけど、今ご意見いただいているこの根幹的なところは我々と思っていることは一緒なんです。当然、地域性という距離感から言っても地域の方に一番親しまれるものである。ただ今回ですね、全体的に公園の方針となっていますので、立川市としては最大級の公園になります。40,000㎡ということになります。これは地域の方達とワークショップ等を作りながら広域的な機能を入れていきたい。例えばドッグランを入れていきたいですとか。

住 民：私、公園の事を文句言っているわけではないです。そういう精神で工場を造るんだったら環境についてですね、そういう事で入れてほしい。

部 長：はい、わかりました。この地域を市民にという風に変えた所は、公園の整備方針についてです。ただ今おっしゃられていることはですね、まさに我々、思っている事と同じでして、当然ごみの方も、一番近い方に一番影響があるといったところで、こういった説明会をさせていただいていることでもあります。公園についても当然周辺地域に対して広く開放してご利用して頂きたいと考えております。以上です。

住 民：私はこのすぐ近くに、焼却場ができるすぐ近くに住んでいるものなんです、もちろん立川ファーストはいいのですが、私もこういう会議に出たことがなかったんですが、話を聞いてみると、これ地元地元と言って、本当迷惑施設ですよ。私たちの地域はこの刑務所が来ただけでも大変な運動を10年苦しんでくるわけですね。こういうものが突然立川のほうから焼却場がでて、新聞発表で初めて知ったような状況で、そのたんびにお役所仕事で単純に血も涙もないような、まあ私、出てなかったから申し訳ないですけども、こういう説明だけで、地域だって、地域だけでどういうものを考えているんですか。大山の団地のほうは、もちろんあそこは大きい団地ですから、いろんな意見も出まして、やっぱり団地ファーストの意見ってすごい増えてますよね。公園作るにしても、公園の使い方についても。で、最初は武蔵野地区もこれはできるんだから必ず地域に対しては、地域住民に対しては何かあるだろうと、というような言葉はいろんなところから聞いてきたんですが、いまここで、立川市はこれを作るにあたっては、本当にいま市民に変えたっていうことを自治会長が言いましたように、まったく言い訳はしてますが、地域の言葉は何も出てこないですよ。そういうことって、なんか考えていただいているんですか。本当に迷惑施設ですから。今後、やっぱりいろんな面で迷惑被っていくのは地域の住民なんです。ですから、これを作るにあたって、立川市だって本当に迷惑施設をここに持つ

てくるんだから、地域住民に関してはなんかのちゃんと提供するものを考えてほしいと思います。以上です。

司 会：ただいまのご要望ということで承ってよろしいでしょうか。

住 民：はい。要望です。

司 会：ありがとうございます。それではですね、お時間のほうが、恐縮ですけどまいりましたので、ここで説明会のほうを終了させていただきます。本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、大変ありがとうございました。

住 民：すみません。今の答えいただいてないんですが。なんか考えていただいているんですかと、私は聞きました。

司 会：ご要望ということで承って、返答のほうも必要だということですか。

住 民：はい。考えて返答して下さるのかどうか。

部 長：今の何か提供するものでということでご意見いただきました。今までですね、先ほどの都市計画のほうの資料の中に今回清掃工場の経過が少し触れられているのですが、25年の2月にまず候補地ということで発表しています。その後27年の12月に設置予定地ということで正式に決定させていただいて、その後基本的な考え方というものを一度出した中で、昨年3月の整備基本計画というものが正式にこれが清掃工場を作るための基本の仕様ですね。130トンであったり、排ガスをどうするかということで整理をさせていただきました。この基本計画を作る時も立川の市民の方には参加をさせていただいて、色々ご意見をいただいたところです。また、地元というところでいいますと、立川の場合は立川基地跡地の施設検討委員会というのが立ち上がっていて、そちらの方々とは2か月に1度色々お話をさせていただいています。また、むさしの自治会さんとも役員の方とですね色々お話をまた、情報提供をどちらかといえば中心にさせていただいています。特に地元への提供ということで申しますと、立川でも清掃工場を作るが故になにかを地域還元施設のようなものを作るとかどうかということに関しては特に今回そういった設置というのは今現時点では決定したものはございません。地元からも特に清掃工場ということで意見は、要求は頂いてない状況がございまして、立川のほうですね。ただ、一方で、先ほどから出ております川を渡った東側の大きい公園、あそこの公園

を作る時は、今一般的にワークショップというものを開きます。もしそこに、先ほどから申し上げている清掃工場には熱源がありますので、そういった熱源が活用できるのであれば、例えばそこに足湯を設置していただけないかというような提案を公園の側で頂いておりますので、今、私共としては、そこはどうしても川があるものですから、川向こうに、そういうお湯がどうやって提供できるかといった技術的なところを検討、例えば東京都が河川を管理しておりますのでそちらの方にお伺いを立てたり。そういったことでは、色々検討を進めているところでございます。あと今回、昭島市の行政区域も先ほどから申し上げているように緩衝帯だとかそういったことで取得をさせていただくような準備をしておりますので、またその整備ということも今後、検討していかねばならない。たとえば塀を作って閉鎖管理してしまうのか、それとも少しオープンスペースを設けて公園的な要素を設けるのかですね、そういった話になれば、また、むさしの自治会さんになるかそこもご相談なんですけど、そういったことの整備についてお話し合いを情報共有をさせていただくようになろうかとは思っておりますので、ただ今この時点でなにか地元への還元施設が考えがあるかと言われれば、立川市側でも今までそういったことについては決定したものはございませんということで、今日の時点での回答ということになります。今の時点では特に考えているものはございません。

住 民：部長、あれをいってくださいよ。僕らもただ立川市と話し合いしているだけじゃなくて、大山と同じように要請してるとも、言ってくださいよ。ここで。むさしの自治会は、なんか、頼んでいることがあるでしょう。同じように。できる出来ないは別にして。そういうことを言ってくれないと、ただ検討委員会があっても自治会があっても、自治会の役員は何もしていないのだから、そうやって言われると、ワークショップがある、大山がどうですと言われると、僕らただ、報告を受けてなにも行動しないからいいやと思っているんですか。こっちから要請があったものをちゃんとってくださいよ。

部 長：ですから、そういったことも今後整理をさせていただく中で、色々とお話し合いはさせていただきます。細かいところの資料を持ち合わせていないので、具体的に申し上げられませんけれども。

住 民：すみません。ちょっと今の続きなんですけど、緩衝地帯っていうのは、私、いままで不勉強で申し訳ないのですが、昭島市とは、財務省の土地だということはわかっていますが、昭島市とは緩衝地帯を立川市のほうが使うということは話し合い済のお話なんです。

部長：そこも補足して説明させていただきます。今回ですね、昭島市の行政区域を取得させていただくにあたりまして、立川市から昭島市へお願いをしております。で、昭島市さんは、立川市の考え方は、状況は理解できるんだけども議会への意見ですね、議会へも図った中で判断をしたいと。そういうことで、先の3月議会で、議会のほうへ色々昭島市さんにご説明をされて、最終的にはお認めをいただいているところなんですけど。ただ、その時にいくつか条件というか、お話しの中で立川市と覚書を結んでおります。それがまず1つはごみ処理に関する施設は昭島市の行政区域には作らない。先ほどから申し上げておりますよね、清掃工場は立川市の行政区域というのが1つです。それともう1つが緩衝帯であるとか緑地等、防災機能を持つオープンスペースを昭島の行政区域には設けるということで、そこは立川市と昭島市で確認をさせていただいているということですので、それをベースに今後、具体的な整備をどう進めるのかということところのご相談は、昭島市さんを含めてさせていただくような機会は設けたいと思っているところです。以上です。

住民：わかりました。

## 閉会

### 司会より問い合わせ先等の説明及び閉会

誠に申し訳ございません。会場の都合もございまして、説明会の方を終了させていただきたいと思っております。

最後に、本日お配りした次第の最後に各担当部署の問い合わせ先を記入させていただいております。今後、新清掃工場や生活環境影響調査のご質問、あるいは、都市計画決定・変更原案についてのご質問がありましたら、こちらの方にお問い合わせをいただければと存じます。また、市のホームページを通じて、お問い合わせしていただくことも可能ですので、是非ご利用ください。

それでは、これで本日の住民説明会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。